

# こどもの権利に関する条例（仮称）制定に 向けた意見聴取結果【関係団体】

令和 6 年 11 月 20 日

富山県厚生部 こども家庭室 こども政策課

# 意見聴取の概要

## 1 意見聴取実施期間

令和6年11月1日～受付中

## 2 意見聴取方法

こどもの権利擁護、自立支援等に取り組んでいる団体に

## 3 対象者及び回答者数

対象者 : 県内でこどもの権利擁護、自立支援等に取り組む団体（6団体）

回答者数 : 現在も受付中（現時点で5団体から回答あり）

## 4 設問内容

- ・ こどもの権利条例（仮称）の考え方について

## ○意見の有無

設問	回答数
意見あり	3 団体
意見なし	2 団体

# 回答結果（関係団体）

## ○意見の概要

意見がある箇所	意見の概要
条例前文	<p>前文には、この条例の根拠となる条約、法律を明記すべきと考えます。</p> <p>「『児童の権利に関する条約』『こども基本法』の趣旨にのっとり」など。</p>
条例前文	<p>（第1回会議の意見にあった）「こどもが安心して失敗できたり、安心して負の経験をしたりしても温かく見守ってもらえる社会が必要」</p> <p>その通りであり、今、こどもに失敗をさせまいとする悪い風潮がある。</p> <p>厳しすぎるしつけも、こどもの機嫌をとりすぎるのもよくない。</p>

# 回答結果（関係団体）

## ○意見の概要

意見がある箇所	意見の概要
相談体制の充実	<p>相談体制の充実とありますが、県内にすでに相談窓口は沢山ありますが、いじめ等子どもの権利侵害は多数起こっており、その救済も十分ではありません。</p> <p>今回せっかく条例を作るのですから、山梨や長野のように、条例の中で「権利侵害の救済」についても明記し、権利侵害に対する救済機関の設置を明記してもらいたいと思います。</p> <p>既存の相談機関は必ずしも「こどもの権利保障」の視点で相談・救済を行っているとは言えないところもあり、あくまで「こどもの権利」という視点に立った相談・救済機関が必要です。（いわゆる子どもオンブズパーソンとか、子どもコミッショナーと言われるもの）</p>

# 回答結果（関係団体）

## ○意見の概要

意見がある箇所	意見の概要
相談体制の充実	<p>なぜ子どもコミッショナー／オンブズパーソンが必要なのか</p> <p>子どもはその発達上の状態ゆえに、とくに人権侵害を受けやすく、弱い立場にあります。子どもにとっては、自分の権利侵害に対する救済を求めるために裁判などに訴えることは非常に困難なうえ、自分の権利を保護してくれる機関へのアクセスも一般的に限られています。また、子どもは選挙権を有しておらず、子どもに関わる政策を決めるプロセスにも、かわることが難しい状況にあります。</p> <p>このように弱い立場にある子どもの権利を守るために、子どもコミッショナーは重要な役割を果たします。国連子どもの権利委員会の一般的意見第2号では、子どもの権利条約を実施し促進するために、独立して子どもの権利を守る機構の設置を推奨しています。この機関は、国連総会が1993年に採択した「国際連合・国家機関の地位に関する原則」（パリ原則）の指針に従って設立されることになっています。</p>

# 回答結果（関係団体）

## ○意見の概要

意見がある箇所	意見の概要
相談体制の充実	<p>子どもコミッショナー／オンブズパーソンの役割</p> <p>子どもの権利を守るための政策を立案し実行するのは国や政府の責任ですが、子どもコミッショナーは、子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視する役割を果たします。また、子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告をします。このため、多くの子どもコミッショナーは、子どもとの対話や子どもから意見を聞くことを大切にしています。子どもコミッショナーは、不利な立場におかれた子ども達、例えば虐待や社会的養護を受けていたり、障害を持っていたり、少年院や児童養護施設にいる子どもたちに会いに行く権限を持っています。また、子ども達からもアクセスがしやすいことが重要です。</p> <p>子どもに関連する人や、子ども自身からのものを含む苦情申し立てに対応して、必要な救済を提供することも大切な役割です。日本の自治体で設置されている子どもオンブズパーソンは、こうした個別救済の役割を果たしています。ほかに子どもの権利に関する研修や意識啓発なども行います。</p>

## まとめ（関係団体）

- 1 本条例が依拠するこどもの権利に関する条約や法律を条例の前文に明記すべきとの意見があった。
- 2 こどもの失敗を過度に懸念するのではなく、失敗を許容し、暖かく見守ることの重要性に関する意見があった。
- 3 「こどもの権利」という視点からの相談・救済機関（こどもコミッショナーやこどもオンブズパーソン）の必要性に関する意見があった。



- ・ 条例前文において、「日本国憲法、こどもの権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、この条例を制定します。」と規定
- ・ 第4条第10号で「夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体が温かく見守り、支えていくこと」と規定
- ・ 第18条及び第19条において、「富山県こども支援委員会」（仮称）によるこどもの権利侵害の救済について規定